

開 会（午前9時58分）

開会・開議

議長（大谷内義一）

ただいまから、平成18年第3回能登町議会臨時会を開会いたします。ただいまの出席議員数は39人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。あらかじめ、本日の会議時間を延長いたしておきます。

会議録署名議員の指名

議長（大谷内義一）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、24番山岸昭夫君、25番多田喜一郎君を指名いたします。

会期の決定

議長（大谷内義一）

日程第2「会期の決定」の件を議題にいたします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。
これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

諸般の報告

議長（大谷内義一）

日程第3「諸般の報告」を行います。

去る4月28日、金沢で開催されました石川県町村会議会議員会定期総会において、自治功労議員として岩坂喜通議員に、全国町村議会議長会表彰状（30年以上在職でございます）の伝達がなされました。また、新平悠紀夫議員、棚田昭男議員が県知事表彰（5期以上在職特別功労議員）を受賞されました。桶屋政雄議員、小蔵久一議員、谷上幸男議員が県町村議会議長会表彰（11年

以上在職)を表彰されましたので、ご報告申し上げます。

誠におめでとうございます。

また、地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明員の出席を求めたところ、説明員として本日の会議に出席している者の職・氏名は、別紙の説明員名簿として、お手元に配布いたしましたのでご了承お願いいたします。

これで、諸般の報告を終わります。

報告第2号～報告第8号

議長（大谷内義一）

日程第4 報告第2号 平成17年度能登町一般会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについてから、日程第10 報告第8号 能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例にかかる専決処分の承認を求めることについてまでの7件を一括議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。

町長持木一茂君

提案理由の説明

町長（持木一茂）

おはようございます。

本日、ここに平成18年第3回能登町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご多用の折にもかかわらずご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日ご提案いたしました報告7件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分に係る報告についてであります。いずれも事務執行上、緊急を要したことから専決処分としたものであり、同条第3項の規定に基づき、本日これをご報告し承認を求めるものでございます。諸事情をご賢察の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

報告第2号から報告第5号までの4件につきましては、平成17年度の能登町一般会計及び3件の特別会計において、補正予算の専決処分を行いましたので、これを報告し、ご承認を求めるものであります。いずれも、事業費等の確定に伴いまして、地方債を初めとする歳入の調整を行いました。以下、順にご説明申し上げます。

まず初めに、報告第2号「平成17年度能登町一般会計補正予算(第8号)」についてですが、歳入歳出を共に2千4百75万7千円減額し、予算総額を、百83億5千5百50万1千円としたものです。歳出の主な内容といたしましては、第2款「総務費」では、1千百96万6千円の減額を行いました。その内容は、第1項「総務管理費」中「基金管理費」に、肉用牛特別導入事業基金の積立金として37万8千円を計上した他、「選挙費」の石川県知事選挙費及び「防災費」の防災行政告知施設整備事業費が、それぞれ確定したことにより減額したものであります。第3款「民生費」では、1千百94万1千円の減額を行いました。その内容は、第1項「社会福祉費」の老人医療費適正化対策事業、老人保健特別会計繰出金、国民健康保険特別会計繰出金及び国民年金事務費並びに第2項「児童福祉費」の乳幼児医療給付事業の事業費及び給付費が、それぞれ確定したことにより減額いたしました。次に、第4款「衛生費」では、2百10万円の減額を行いました。その内容は、「水道費」で、上水道老朽管更新事業費の確定に伴い、出資金の減額を行ったものであります。第8款「土木費」では、百25万円の追加を行いました。その内容は、「港湾費」で、県営港湾改修事業負担金の追加でございます。その他に、第4款「保健衛生費」、第6款「農林水産費」、第7款「商工費」、第8款「道路橋りょう費」、「河川費」、「都市計画費」及び「住宅費」、第9款「消防費」及び第10款「教育費」並びに第11款「災害復旧費」につきまして、それぞれ財源の調整を行っております。

次に、歳入につきましては、第3款「利子割交付金」に百42万4千円、第5款「株式等譲渡所得交付金」に5百19万3千円、第9款「地方交付税」に、9百14万8千円、第19款「諸収入」に百42万8千円、第20款「町債」に3千8百90万円それぞれ追加するとともに、第2款「地方譲渡税」、第7款「自動車取得交付金」、第13款「国庫支出金」、第14款「県支出金」及び第17款において、それぞれ減額して収支の均衡を図りましたので宜しく願います。

次に、報告第3号「平成17年度能登町有線放送事業特別会計補正予算(第3号)」ですが、歳入歳出を共に2百40万円減額し、予算総額を、3億3千3百25万2千円としたものです。その内容は、平成17年度事業費の確定によるものであり、歳入において第6款「町債」を減額して収支の均衡を図りましたので、宜しく願います。

次に、報告第4号「平成17年度能登町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」ですが、歳入歳出を共に2千9百58万1千円減額し、予算総額を、26億1千6百28万円といたしました。その内容は、事務事業費や保険給付費の確定に伴う減額であり、歳入では、第3款「国庫支出金」に1千6百27万1千円、第6款「共同事業交付金」に3千4百91万1千円をそれぞれ追加し、

第4款「療養給付費交付金」、第5款「県支出金」及び第8款「繰入金」ではそれぞれ減額し収支の均衡を図りましたので宜しく願います。

続いて、報告第5号「平成17年度能登町老人保健特別会計補正予算（第2号）」ですが、歳入歳出を共に1億4千7百17万円減額し、予算総額を、33億8千9百85万4千円としたものです。内容は、療養給付費等の確定による減額であり、歳入第6款「諸収入」において1千2百30万3千円追加し、第1款「支払基金交付金」、第2款「国庫支出金」、第3款「県支出金」及び第4款「繰入金」ではそれぞれ減額して、収支の均衡を図りましたので宜しく願います。

次に、町条例の一部改正に係る専決処分3件についてご説明いたします。報告第6号「能登町税条例の一部を改正する条例について」及び報告第7号「能登町都市計画税条例の一部を改正する条例について」並びに報告第8号「能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」ですが、本件は、地方税法等の一部を改正する法律が平成18年3月27日に可決・成立し、4月1日から施行されることに伴い、関連する条文について、緊急にそれぞれ所要の改正を行ったものであります。改正の主な内容の一つは、税源移譲に係るものであります。三位一体改革の一環として所得税から個人住民税へ税源移譲を行うため、所得税と住民税の税率構造が全面的に改められ、町民税所得割の税率については、現行の3段階から6%に一本化されることになり、平成19年度分以降の個人町民税の課税分から適用するものです。また、定率減税制度は、当初の方針どおり平成18年度課税分をもって廃止となります。

次に、安心・安全のための税制ですが、平成20年度から村外保険料控除を改組し、新たに地震保険料控除が創設されることとなります。また、固定資産税につきましては平成18年度の評価替えに伴い、土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担軽減措置を講じております。次に、地方たばこ税ですが、平成18年7月1日から税率を引上げ、小売価格では1本1円程度の引き上げとなります。次に、国民健康保険税ですが、個人住民税における公的年金控除の見直し、及び老年者控除の廃止に伴い、国民健康保険税の負担が増える一部の高齢者に対して、平成18年度から2年間激変緩和措置を講じ、介護納付金に係る課税限度額の一部を軽減、調整するための改正でございます。

以上、本臨時会に提出いたしました議案等につき、その大要をご説明申し上げましたが、いずれの案件も緊急を要しましたため、やむを得ず専決処分としたものであります。議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただきまして、何卒ご承認を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。どうか宜しく願います。

(委員会付託の件)

議長（大谷内義一）

以上で、提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。報告第2号から報告第8号までの7件については、委員会付託を省略し、全体審議といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、報告第2号から報告第8号までの7件については、委員会付託を省略し、全体審議とすることに決定いたしました。

質 疑

議長（大谷内義一）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

29番室谷賢一君

29番(室谷賢一)

それでは、専決についてお聞きいたします。平成17年度能登町一般会計補正予算（第8号）、今回は歳入歳出それぞれ2千4百75万7千円減額し歳入歳出それぞれ百83億5千5百50万1千円の減額となっております。

そこで、今年の3月31日をもって一般会計の会計が閉鎖され、なお2日後において、5月31日をもって出納閉鎖がなされます。

そこで、17年度の不用額イコール繰越金がどれほど見込まれるのか、その点について担当課長からひとつご報告願います。

それと、もう一点は、17年度の長期債の償還、当初予算においては42億1千2百79万1千円の計上でございます。そのうちに、長期債の元利償還が33万5千円計上されております。又、繰上償還が7億1千2百45万6千円を計上してございます。そこで、9月補正において長期債の繰上償還が1億2千8百39万7千円計上してございます。繰上償還のトータルは、8億4千85万3千円となっております。この点について、財政課長はこの数字が間違いないかご報告願います。

議長（大谷内義一）

企画財政課長坂口良生君

企画財政課長（坂口良生）

室谷議員の質問にお答えをいたします。

17年度の出納閉鎖における剰余金のことの件でございますが、昨年合併いたしました3町でそれぞれ1億から2億の剰余金が出てきたと思っております。合併いたしました、17年度、初年度でございますので今のところ、後2日と3日ほどありますけどもまだ正確な数字は掴んでおりません。ただ、従来のおり1億5千万から2億円程度の剰余金がでるかと思っております。そのうちの半分が繰越金になるということでご理解願います。

第2点目の繰上償還の件でございますが、17年度におきましては、45本で8億7千5百4万円の繰上償還を行っております。若干数字が違っておりましたのでご報告致します。

議長（大谷内義一）

29番室谷賢一君

29番(室谷賢一)

町長にひとつ関連してご質問させていただきます。

新聞報道によりますと、昨年の秋頃、繰上償還をしたいということで担当の財政課が県の地方課にお伺いをいたしまして、繰上償還をしたいけど、どのようなものですかということを探ねられたという新聞報道がなされております。

その繰上償還によって、17年度の赤字決算に持っていきこうとこういう風なことも載っておりますが、先ほど繰上償還の額を申し上げられました、そして先ほど17年度の繰越額が約1億5千万から2億でるんだと、こういう話をされております。

そこで町長は、どの様な目的を持って繰上償還を17年度に予算化されて、それを超えて償還される考えがあったのか、仮にいま約1億5千万から2億の繰越金ができるそうですが、それを10億ぐらい借金を返して17年度の一般会計を赤字にするんだとかそういう風な財政上の考え方があったのか。

もう一つは、役場職員あるいは議員あるいは町民に対して能登町はこういう財政が苦しいんだと、ましてや一般会計の債務残高は、290億4千8百34万3千円でございます。それを、借金を繰上して返して能登町の17年度の赤字を作って財政再建に向けて行くんだと、そういう考えを持っておられた様に出ております。

そういうことについて、町長はそういう考えがあつて担当課を地方課に向け

てやられたのか。地方課においては、2町1村が合併して初年度においてこういう赤字決算をするということで、県の責任上大変だと思って援助しなかったと思うんですよ。しかし、能登町においてはそういうことまでやってでも財政再建したいんだと、借金を返したいんだと、そういう意気込みを町長が持っておられたのですが、その点についてひとつ町長の気持ちを率直に語っていただきたいと思います。

議長（大谷内義一）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

今、議員がおっしゃるように17年度におきましては約8億7千万円の繰上償還をさせていただきました。9月補正で1億5千万円を上乗せをしての償還ということでありました。さらに、やはりその繰上償還することによって少しでも財政的に負担を軽くしたいという思いで、更に上積みということも考えましたし、また18年度におきましてもそういった繰上償還というのも念頭にあります。

そんな意味で18年度予算におきましては、例えば各種団体への補助金の減額、あるいは職員の期末勤勉手当の減額というのをさせていただきました。そういうことをするためにも、やはり今能登町の財政がどのような状況なのか、あるいはこれからどうしていかなければならないのかということ職員あるいは町民の皆様にも知っていただくという意味もありまして、赤字決算といわずかマイナス決算あるいはマイナス予算を組みたいという思いでおります。

しかしながら、やはり県の指導では、交付税を頂いている自治体においてそういうことを最初から組むのはおかしいというご指摘もありまして、それはしないようにはなりましたが、しかしながら、やはり能登町の財政をできるだけ早く健全化するために熟慮した上での結論であったと思いますし、またそれは叶わなかったのは仕方ないのですが、そういった意気込みで今後もしていかならないのかなと思っております。

さすれば、少しでも早い段階で能登町の財政も明るい兆しも見えてこようと思っておりますので、今後も引き続き厳しく財政をチェックしながらそして町民の皆様にもあるいは住民の皆様にもそしてまた職員にも理解を頂きながら財政再建に努めていきたいと考えております。

議長（大谷内義一）

29番室谷賢一君

29番（室谷賢一）

町長は3月議会において、残り3年はひとつ財政再建に努めるんだと発言されております。先ほど言われたとおりに何としてでも在任期間中に財政改革をなされるようお願いしておきます。

議長（大谷内義一）

ほかにありませんか。28番小路礼一郎君。

28番（小路礼一郎）

報告第6号専決処分の税条例の一部改正ですが、中身で町の第53条の4の分離課税に対するフラット化ですね、従来の200万以下の3%、200万を超え700万以下のものは100分の8、700万を超えるものは100分の12という税率になっているのですが、今回全部6%に標準化されるということで低額所得者が2倍になるのに700万以上の高額取得者が半分になる。

いわゆる、下に痛く、上に非常に親切にというか弱きを挫き、強きを助けるような、税率改正いわゆるフラット化ですが、これについて、適当かどうか知りませんが国の法改正の基になされた訳ですが、これは十分予測できた訳ですが、来年以降になると一般の住民税のフラット化が確実化しております。

その観点からして、低所得者に対するフラット化の高負担、非常に一般住民に対しては、厳しいこのような格差社会の中で了承すべきものではないと考えますが、来年度にも予想される一般住民税のフラット化も含めて地方6団体が受け入れるべきものか、私は疑問に思っております。

能登町の長として、町長は事前にお聞きになっていると思いますが、どのように感じていますか。

議長（大谷内義一）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

確かに、小路議員のおっしゃるように200万以下の低所得者が3%から6%になるということであります。そういった意味では、ご指摘のように低所得者には厳しい状況なのかなと思っております。

しかしながらやはり、これはあくまでも地方税法で国の上位法の決まりということでありますし、地方の自治体としてはそれに従わざるを得ないのかなと思っております。

ただ、今現在6団体がいろいろ国との折衝も行っておりますし、今後また低所得者の厳しい措置が行われるような場合、どんどん6団体の長を通じて進言もしていかなければと思います。

今回の改正に関しては、分離課税の地方税法上の取り決めということで今回はご理解いただければと思います。

議長（大谷内義一）

ほかにありませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長（大谷内義一）

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声）

議長（大谷内義一）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採 決

議長（大谷内義一）

これから、報告第2号平成17年度能登町一般会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて 報告第3号平成17年度能登町有線放送事業特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて 報告第4号平成17年度能登町国民健康保険特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて 報告第5号平成17年度能登町老人保健特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて 報告第6号能登町税条例の一部を改正する条例についてにかかる専決処分の承認を求めることについて 報告第7号能登町都市計画税条例の一部を改正する条例についてにかかる専決

処分の承認を求めることについて 報告第8号能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてにかかる専決処分の承認を求めることについてまでの7件を一括採決します。

お諮りいたします。報告第2号から報告第8号までの7件は、報告のとおり決定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございました。挙手全員であります。よって報告第2号、報告第3号、報告第4号、報告第5号、報告第6号、報告第7号、報告第8号は、報告のとおり承認されました。

発議第3号

議長（大谷内義一）

日程第11 菊田俊夫君ほか5人から提出された発議第3号 議会議員等の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

13番菊田俊夫君

提案理由の説明

13番（菊田俊夫）

それでは、提案理由の説明を致します。18年度の当初予算を見たときに住民への手当等は削減され負担は増大し、また町4役は期末手当30%の削減、職員においても20%の削減をして財政再建に向けて努力されており、我々議員も6月期末手当分を20%削減して財政再建に協力すべきであり、これに提案するものであります。以上ご審議の程よろしくお願いいたします。

質 疑

議長（大谷内義一）

以上で、提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議長（大谷内義一）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

討 論

議長（大谷内義一）

これから討論を行います。
討論はありませんか。

(なしの声)

議長（大谷内義一）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

採 決

議長（大谷内義一）

これから、採決を行います。この表決は、起立によって行います。
発議第3号 議会議員等の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございました。起立多数であります。よって発議第3号 議会議員等の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議されました議件は全部終了いたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。
町長持木一茂君

町長挨拶

町長（持木一茂）

平成18年第3回臨時会の終わりにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、提出案件に対しまして熱心なご審議を賜り、またご承認を頂きありがとうございます。国の三位一体改革と地方分権推進の流れの中で、町の財政は大変厳しい状況にあります。今回議会提案として議員歳費の削減議案を可決されましたこと、大変重く受け止めておりまた心強く感じております。

この上は、一日も早く能登町の行政改革が着実に進むよう努力し、町財政の健全化に努めたいと思っておりますので、今後とも議員各位のご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

閉 議・閉 会

議長（大谷内義一）

これをもちまして、平成18年第3回能登町議会臨時会を閉会いたします。皆さんご苦労さまでした。

閉会 午前10時34分

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成18年5月29日

能登町議会議長

大谷内 義一

署名議員

山岸 昭夫

署名議員

多田 喜一郎